

【代表社員 細川 正直からのご挨拶】

まだまだ梅雨の湿度の高い日が続きますが、お元気でいらっしゃいますでしょうか。3月決算の会社様は、決算が終わってホッとされていることと思います。すでに、進行年度は第一四半期を過ぎておりますが、すべての皆様、事業計画はできていますか？まだの方は、今からでも遅くないので、今年度の事業計画を作りましょう。そして、来年の決算で目標との乖離を採点してみましょう。頭にあると思っても、数値化してみると思いがけない発見があります。いつでも、お手伝いさせていただきますので、ぜひお声掛けください。

「今回のトピックス」

【欠損金の繰越控除の延長】

前回の所報では、平成27年度税制改正の概要をお伝えいたしましたので、今回はその中でも欠損金繰越控除(赤字の繰越し)の延長見直しをお伝えいたします。

そもそも欠損金とは、財務会計上の赤字のことをいい、税法上は赤字ではなく欠損金と呼びます。

現在の繰越期間は9年(平成20年4月1日以後に終了する事業年度に生じた欠損金)とされていますが、平成29年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金は10年になります。

赤字を繰り越すことによって翌年度以降に納めるべき法人税を安くすることができるため、企業が安定して存続するために必要な配慮であると考えられます。

なお、上記延長により帳簿書類の保存期間も10年に延長されますのでご注意ください。

【贈与税の非課税措置の追加】

平成27年度税制改正により、直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が施行されました。

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、個人(20歳以上50歳未満)の結婚・子育て資金の支払に充てるため、その直系尊属が金銭等を拠出し銀行等に信託等した場合には、信託受益権の価額等のうち受贈者1人につき1,000万円(うち結婚関係費用は300万円を限度)までを非課税とします。受贈者が50歳に達する日等に口座は終了し、使い残しに対しては贈与税を課税する仕組みです。

新制度では相続税回避を防止等するため直系尊属である贈与者が死亡した場合には、相続税の課税価格に残額を加算する措置が設けられます。

具体的には、受贈者は贈与者が死亡した日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額として政令で定める金額(管理残額)を、その贈与者から相続等により取得したものとみなします。この残額に対応する相続税については、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象としない旨などが規定されています。

＜職員より＞

暑さ厳しき折、貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

本年10月から国民生活を支える社会的基盤として、社会保障・税番号制度(マイナンバー)が導入されます。

企業の内部処理は煩雑さが増し、ご担当者様の負担が増加することが予想されます。マイナンバーについての質問、対応等でお困りのことがございましたら、弊社にご相談ください。

(今井)

税務予定表

＜7月＞

- ・源泉所得税納期の特例分(1～6月分)の納付(10日まで)
- ・労働保険料の申告・納付(10日まで)
- ・社会保険の報酬月額算定基礎届の提出(10日まで)
- ・6月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・5月決算法人の確定申告
- ・所得税予定納税額第1期分の納付

＜8月＞

- ・7月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・6月決算法人の確定申告
- ・12月決算法人の中間(予定)申告
- ・個人事業税第1期分の納付

＜9月＞

- ・8月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・7月決算法人の確定申告

平成27年9月3日 マイナンバーの事業者がとるべき対応についてセミナーを開催します。詳細は決定次第、細川総合パートナーズ通信やホームページでお知らせします。ぜひご参加ください！